



◆ふるさと薩摩の館特別展

〜郷土芸能で使われる
衣装と道具展〜

郷土芸能には、これまで受け継がれてきた人々の篤い想いと願いが込められています。現在、祭りなどで行われる郷土芸能にはどのような意味があるのでしょうか。人々がどのような思いを込めて継承してきたのでしょうか。

実際に使用されている衣装や道具類などの展示、さらに写真、パネルなどで郷土芸能を紹介します。

場所 ふるさと薩摩の館

期間 9月16日〜11月27日

休館日 毎週月曜日

月曜日が祝日の場合は翌日

お問い合わせ先

文化課文化財係

☎ 1111 内線 2552

今月の納税 固定資産税 第3期

納期限 9月30日

納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

◆訪問販売にご注意！

消費者と販売業者との間で、商品やサービスに関するトラブルが増加しています。特に訪問販売においては、内容が複雑・多様化しています。次の点に気をつけて、トラブルを未然に防ぎましょう。

気をつけて！

トラブル防止7か条

見知らぬ人の親しげな

接近に要注意

相手の身なりや態度に惑わされてはいけません。いろいろな口実で点検や実験をして見せ、不安をあまり高額な商品を買わせるのが点検商法の手段です。

うまい話には落とし穴

「無料」「安い」などのうまい話にのせられてはいけません。

はつきり言おう

「いりません！」

必要がなければ勇気を持ってはつきり断ることが大切です。決断は急がずに！

「本当に必要な商品ですか」「支払いは大丈夫ですか」「品質・価格・アフターサービスなど他社と比較してみましたか」「契約をする前に家族や友人と相談してじっくり考えましょう。悪質な業者ほど契約を急がせます。」

署名・押印は契約書をよく読んでから

簡単に署名・押印はしないようにしましょう。

預貯金、家族構成などのプライバシーは明かさな一人暮らしの方は、特に用心するにこしたことはありません。

「おかしいな」「困ったな」と思ったらすぐ相談

一人で悩まず、家族や友人、役場の相談窓口、消費生活センターなど信頼できるところに相談しましょう。クーリングオフ期間を過ぎていてもあきらめずに相談することが大切です。

相談・お問い合わせ先

・商工観光課

☎ 1111 内線 2241

・消費生活センター相談室

☎ 099-224-0999

公売のお知らせ

町では、町税滞納差押物件の公売処分を計画しています。

- 公売日 11月4日（金）
- 公売物件 ①土地（雑種地1筆）
②土地及び建物（宅地2筆と建物2棟）

公売はどなたでも参加できます。公売物件などの詳細については、下記にお問い合わせください。

○お問い合わせ先
税務課収納係 ☎53-1111 内線2113

◆中小小売店舗

改造等事業補助金制度

町では、店舗改造や設備の近代化などを行う小売店舗に対し、200万円を上限として事業費の40%以内を助成します。

対象店舗は、商工会員で物品などを販売する町内に存する店舗です。詳しいことは左記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

商工観光課

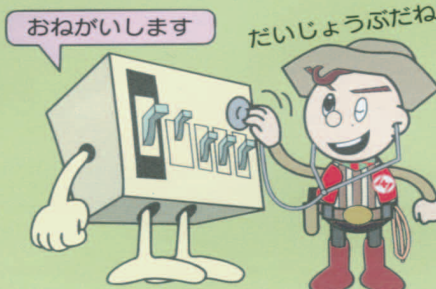
☎ 1111 内線 2241

電気的安全診断 分電盤での絶縁抵抗測定

お宅の電気設備の保安責任は、皆さんご自身にあります。しかし、住宅や商店などの電気配線については、九州電力（株）から委託を受けて「（財）九州電気保安協会」の調査員が、漏電火災や感電死傷のおそれはないかを調査しています。皆さんの電気設備を、安全に使用していただくためのお手伝いをするものです。協会の調査員がお宅へお伺いしたときはご協力ください。

財団法人 九州電気保安協会

お宅の電気設備は大丈夫ですか？



電気事故防止
シリーズ③